

# 招集ご通知

証券コード 6644  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号  
**大崎電気工業株式会社**  
取締役会長 渡 辺 佳 英

## 第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**本年は、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止策として、座席間隔配慮による席数減少や例年より議事の時間を短縮して行うことなどを予定しております。そのため、本株主総会においては、極力、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2020年6月25日（木曜日）午前10時  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都港区白金台一丁目1番1号  
八芳園 本館1階 ニュイ (NUIT)  
(末尾の株主総会会場ご案内図ご参照)
- 3. 会議の目的事項**
  - 報告事項**
    - 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案** 剰余金の処分の件
    - 第2号議案** 取締役7名選任の件
    - 第3号議案** 監査役1名選任の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定により、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

○株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び感染拡大防止策にご配慮いただきご来場下さいますようお願い申し上げます。また、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患等でご不安のある株主さまは特にご無理をなされず、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

○今後の流行状況により、感染予防及び感染拡大防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.osaki.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

## 議案に関する参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）2%と、配当性向30%のいずれか高い額を目安に決定いたします。

また内部留保については、長期的な企業価値の拡大を目指し、競争力強化のための研究開発投資や設備投資の原資とすると共に、M&Aも含めて今後の事業展開に有効活用し、業績の向上に努めてまいります。

上記の方針に基づき、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は、489,210,180円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月26日といたしたいと存じます。

#### 【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2019年3月期	10円	10円	20円	978百万円	54.1%
2020年3月期(予定)	10円	10円	20円	978百万円	81.7%

## 第2号議案 取締役7名選任の件

今後の経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、当社では、2020年4月20日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決定いたしました。

これにより、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、グループガバナンスの強化に軸足を移し、執行機能については執行権限および執行責任の明確化を図り機動性を高めます。これらの事業持株会社としての迅速かつ機動的な機能の発揮を通じてグループ全体の企業価値の最大化を目指してまいります。

つきましては、取締役全員15名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、一般の執行役員制度導入に伴い、取締役構成数を大きく減員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	わた 渡	なべ 辺	よし 佳	ひで 英	取締役会長（代表取締役）
2	再任	わた 渡	なべ 辺	みつ 光	やす 康	取締役社長（代表取締役）
3	再任	かわ 川	ばた 端	はる 晴	ゆき 幸	取締役副社長（代表取締役）
4	再任	ね 根	もと 本	かず 和	お 郎	専務取締役／管理本部長
5	再任	うえ 上	の 野	りゅう 隆	いち 一	常務取締役／経営戦略本部長
6	再任	たか 高	しま 島	せい 征	じ 二	社外 独立 取締役
7	再任	かさ 笠	い 井	のぶ 伸	ひろ 啓	社外 独立 取締役

候補者番号

1

わた なべ よし ひで

**渡辺 佳英**

(1948年7月31日生)

**取締役会への出席状況**

15回/15回 (100%)

再任

**所有する当社株式の数**

1,151,964株

**■ 略歴、当社における地位及び担当**

- 1977年1月 株式会社野村総合研究所入社  
1980年7月 当社取締役社長室長  
1984年7月 常務取締役営業本部長  
1986年1月 常務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長  
1986年7月 専務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長  
1987年6月 取締役副社長 (代表取締役)  
1988年11月 取締役社長 (代表取締役)  
2009年1月 取締役会長 (代表取締役) (現任)  
大崎電気システムズ株式会社代表取締役会長  
2012年3月 SMB United Limited  
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)  
取締役会長 (現任)

**■ 重要な兼職の状況**

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長

**■ 当社との特別の利害関係**

後記欄外(注)1. ご参照

**■ 取締役候補者とした理由**

渡辺佳英氏は、長年に亘り優れた経営手腕とリーダーシップの発揮により当社グループを牽引し、様々な時代の変化も乗り越え、グローバル事業展開を拡充する等、当社グループの現在を築き上げてきました。その豊富な知見と経営経験は、当社グループのさらなる持続的成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

わた なべ みつ やす

**渡辺 光康**

(1955年5月2日生)

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

462,000株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 8 月 株式会社野村総合研究所入社
- 1986年 8 月 当社入社
- 1987年 6 月 埼玉工場長
- 1988年 6 月 取締役埼玉工場長
- 1990年 6 月 取締役電力事業部副事業部長兼埼玉工場長
- 1992年 6 月 取締役システム・機器事業部長兼技術開発本部副本部長
- 1994年 6 月 常務取締役技術開発本部長
- 2004年 6 月 専務取締役
- 2009年 1 月 取締役副社長 (代表取締役)
- 2012年 3 月 SMB United Limited  
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)  
取締役兼最高経営責任者 (現任)
- 2014年 6 月 当社取締役社長 (代表取締役) (現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役兼最高経営責任者

#### ■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

#### ■ 取締役候補者とした理由

渡辺光康氏は、長年に亘り当社各事業部門の運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有し、副社長時代にはグローバル事業展開での手腕も発揮して、当社グループの現在を築き上げてきました。そのチャレンジ精神を尊ぶ経営手腕と豊富な知見は、当社グループの新たな成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

かわ ばた はる ゆき

**川端 晴幸**

(1948年2月1日生)

**取締役会への出席状況**  
15回/15回 (100%)

再任

**所有する当社株式の数**  
44,200株**■ 略歴、当社における地位及び担当**

- 1970年4月 当社入社  
1992年6月 電力営業第一部長  
2000年6月 取締役営業本部電力一部長兼マーケティング室長  
2002年5月 取締役営業本部マーケティング室長兼システム・機器部長、特機部担任  
2004年6月 常務取締役管理本部長兼総務部長  
2005年6月 常務取締役管理本部長  
2011年6月 常務取締役営業本部長  
2012年6月 専務取締役営業本部長  
2014年6月 取締役副社長（代表取締役）営業本部長  
2014年7月 OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役（現任）  
2016年6月 当社取締役副社長（代表取締役）（現任）

**■ 当社との特別の利害関係**

後記欄外(注)1. ご参照

**■ 取締役候補者とした理由**

川端晴幸氏は、当社において電力営業部門や総務等管理部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2000年6月に当社取締役に就任し、現在も副社長を務める等、今後も営業部門を中心とした統率と戦略実現、ならびに全社的な経営の意思決定における重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

ね もと かず お

**根本 和郎**

(1953年10月22日生)

**取締役会への出席状況**

15回／15回 (100%)

再任

**所有する当社株式の数**

12,200株

**■ 略歴、当社における地位及び担当**

1977年 4 月 当社入社  
2000年 6 月 経理部長  
2005年 6 月 総務部長  
2006年 6 月 取締役総務部長兼人事部長  
2007年 6 月 取締役管理本部副本部長兼総務部長兼人事部長  
2011年 6 月 常務取締役管理本部長兼総務部長  
2014年 6 月 常務取締役管理本部長兼経理部長  
2018年 6 月 専務取締役管理本部長 (現任)

**■ 当社との特別の利害関係**

なし

**■ 取締役候補者とした理由**

根本和郎氏は、当社において経理、総務、人事などの部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2006年6月に当社取締役に就任し、現在も専務取締役に務める等、今後も管理本部系業務部門の統率と戦略実現、さらには経営の意思決定における重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

うえ の りゅう いち

**上野 隆一**

(1961年8月20日生)

**取締役会への出席状況**

14回/15回 (93%)

再任

**所有する当社株式の数**

6,100株

**■ 略歴、当社における地位及び担当**

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）  
入行
- 2007年4月 主計部ディスクロージャー対応室長
- 2010年7月 当社入社 国際事業部副事業部長
- 2012年3月 SMB United Limited  
（現OSAKI United International Pte. Ltd.）  
取締役（現任）
- 2012年7月 当社理事国際事業部副事業部長
- 2013年6月 取締役経営戦略本部副本部長
- 2014年6月 常務取締役経営戦略本部副本部長
- 2018年6月 常務取締役経営戦略本部部長（現任）

**■ 当社との特別の利害関係**

後記欄外(注)1. ご参照

**■ 取締役候補者とした理由**

上野隆一氏は、大手銀行及び当社において、海外部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2013年6月に当社取締役に就任し、現在も常務取締役を務める等、今後も経営戦略部門の統率及びグローバル戦略の実現、ならびに経営の意思決定において重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

たかしま せいじ

**高島 征二**

(1943年9月14日生)

**取締役会への出席状況**

15回／15回 (100%)

**所有する当社株式の数**

一株

再任

社外

独立

**■ 略歴、当社における地位及び担当**

- 1969年 4 月 日本電信電話公社入社
- 1996年 6 月 日本電信電話株式会社取締役東北支社長
- 1999年 1 月 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社代表取締役社長
- 2002年 6 月 株式会社協和エクシオ代表取締役専務営業統括本部長
- 2003年 6 月 代表取締役社長
- 2008年 6 月 代表取締役会長
- 2012年 6 月 相談役
- 2014年 6 月 当社取締役 (現任)
- 2015年10月 株式会社協和エクシオ名誉顧問 (現任)

**■ 当社との特別の利害関係**

なし

**■ 社外取締役候補者とした理由**

高島征二氏は、長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験ならびに広範な知識と見識を有しており、今後も当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般に適切な助言をしていただける人物であることから、引き続き社外取締役候補者としております。

**■ 独立性に関する事項**

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。

同氏は、株式会社協和エクシオの代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任して、現在同社名誉顧問に就任しております。同社は当社の取引先ですが、その取引内容は顧客の指定により発生する付随的な取引で、金額も連結売上高比僅少 (2019年度は0.5百万円) です。

候補者番号

7

かさ い のぶ ひろ

笠井 伸啓

(1957年2月6日生)

## 取締役会への出席状況

14回／15回 (93%)

## 所有する当社株式の数

一株

再任

社外

独立

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1981年4月 横河ヒューレット・パッカー株式会社（現日本ヒューレット・パッカー株式会社）入社  
 1996年11月 EDA (Electrical Design Automation) 営業部部長  
 1998年11月 電子計測事業マーケティング本部長  
 2000年11月 アジレント・テクノロジー株式会社部品計測事業部マーケティング部部長  
 2005年7月 ジェイビルサーキットジャパン株式会社執行役員コンシューマー事業本部本部長  
 2009年1月 ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社代表取締役社長  
 2016年6月 当社取締役（現任）  
 2016年10月 フェーズワンジャパン株式会社営業本部長（現任）

## ■ 当社との特別の利害関係

なし

## ■ 社外取締役候補者とした理由

笠井伸啓氏は、長年に亘り計測事業の業務に携わり、当該分野での高い専門的な知識のほか、企業経営者としての経験も有しており、今後も当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般に適切な助言をしていただける人物であることから、引き続き社外取締役候補者としております。

## ■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。

同氏については、独立性に関する属性情報はありません。

- (注) 1. OSAKI United International Pte. Ltd.はシンガポールに本社を置く当社100%子会社であります。
2. 高島征二氏及び笠井伸啓氏は社外取締役候補者であります。
  3. 当社社外取締役在任期間については、本総会の終結の時をもって、高島征二氏は6年、笠井伸啓氏は4年になります。
  4. 高島征二、笠井伸啓の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。  
なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役山本滋彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、以下のとおりであります。

やまもと しげ ひこ  
**山本 滋彦**  
(1947年8月1日生)

取締役会への出席状況  
15回／15回 (100%)

監査役会への出席状況  
14回／14回 (100%)

所有する当社株式の数  
一株

再任

社外

独立

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1972年4月 野村証券株式会社入社  
1991年6月 公開引受部長  
1996年6月 取締役  
1998年3月 取締役退任  
1998年6月 株式会社ジャフコ取締役  
1999年4月 常務取締役  
2007年3月 経営理事  
2008年6月 当社監査役（現任）

#### ■ 当社との特別の利害関係

なし

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

山本滋彦氏は、豊富な企業経営の経験と幅広い見識を有し、金融分野や対法人ビジネスの実務にも精通していることから、当社のガバナンス強化に資するとともに、監査役職務を適切に遂行していただける人物であると判断しており、社外監査役候補者としております。

#### ■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。

同氏は過去に、当社取引先である野村証券株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、1998年3月に退任しており、同社の意向に影響される立場にはありません。また、同社グループとは、2019年度には企業年金委託、株式業務などの取引が発生しましたが、当社からの支払額は同社グループの連結収益合計比僅少（2019年度は2百万円）です。

- (注) 1. 山本滋彦氏は、社外監査役候補者であります。
2. 山本滋彦氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となりますが、当社の経営内容にも精通し、独立した立場からの有益な指摘・助言は大変貴重であり、実効性基準で引き続き職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
3. 山本滋彦氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。
- なお、山本滋彦氏の再任が承認された場合には、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

(ご参考)

### 社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という。）または社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当業者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。  
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいい、過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者。  
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者および直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社または子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。  
所属する者とは過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家または当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。  
なお、多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者または当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役および執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役および執行役員をいい、過去3年間において該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。  
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者をいう。
8. 上記の1から7に該当する者および以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族。
  - (1) 当社の子会社の業務執行者に現在または過去3年間において該当する者。
  - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在または過去3年間において該当する者。
  - (3) 当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在または過去3年間において該当する者。なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記6の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以上

# 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、設備投資や雇用の改善が続いたものの、海外では米中貿易摩擦の過熱や英国のEU離脱問題などにより先行きの不透明感が広がりました。加えて新型コロナウイルス感染拡大による影響の深刻化により、世界的な不況が長期化する懸念が強まっています。

このような状況の中、当社グループは2020-2024年3月期の中期経営計画を策定し、重点戦略である「利益を重視したグローバル成長」、「スマートメーターの付加価値創出」、「新たなコアとなる製品・事業の創出」、「グループ経営基盤の強化」に取り組んでいます。

国内においては、2024年度までに全世帯へのスマートメーター導入が完了する計画が進行している中、主に主力製品であるスマートメーターへの取り替え需要がピークを過ぎたことにより、減収となりました。

一方、海外においては、英国の通信ハブ、スマートメーターの出荷が増加し、新興国ではイラク・クルド自治政府向け、カンボジア向けのスマートメーター案件も大きく売上に寄与したことなどから、大幅な増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年度比9.7%増の90,069百万円となりました。

コスト面については、販売費及び一般管理費は横ばいであったものの、国内でのスマートメーターの需要減少及び価格低下、海外での英国向けスマートメーター仕様変更に伴い不用となった部材の評価損計上などにより、原価率が上昇しました。これらにより、営業利益は前年度比14.1%減の3,691百万円と減益となりました。経常利益は前年度比17.4%減の3,544百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比33.7%減の1,197百万円となりました。

	2019年3月期	2020年3月期	前年度比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	82,089	90,069	7,980	+9.7
計測制御機器事業	80,239	88,333	8,094	+10.1
その他	2,152	1,905	△246	△11.5
調整額	△302	△169	132	－
営業利益	4,299	3,691	△607	△14.1
計測制御機器事業	3,999	3,474	△524	△13.1
その他	294	210	△83	△28.5
調整額	5	6	0	+9.2
経常利益	4,293	3,544	△748	△17.4
親会社株主に帰属する当期純利益	1,806	1,197	△609	△33.7

## (2) 対処すべき課題

### ① 会社の基本経営方針

当社グループは、エネルギー関連の様々な社会的課題を解決する、“Global Energy Solution Leader”となることをビジョンに掲げております。2019年5月に発表した中期経営計画では、エネルギー・ソリューション分野を中心とする事業拡大に向けた重点戦略を策定し、新しい価値創造を国内外に発信し続けることで持続的に成長していくことを目指しております。

### ② 対処すべき課題

国内市場は、スマートメーターへの取り替え需要がピークを過ぎたことにより、当面厳しい事業環境が想定されます。一方、新型コロナウイルス感染拡大に対して政府が推奨する接触削減へ向けた新たな生活様式の実現へ向けて、電力使用量の自動検針に加え、省人化を目的とした各種ソリューション・サービス、スマートロックなど、当社グループの製品・サービスの拡販の可能性は高く、それらを一つひとつ実現し、中期的な成長を目指します。

海外においては、2021年3月期は新型コロナウイルス感染拡大に伴う各国のロックダウン（都市封鎖）により、顧客のスマートメーターの設置が滞り、受注の減少による業績へのマイナス影響を想定しています。なお、ロックダウン解除後はスマートメーターの需要回復が見込まれるため、各国のロックダウンの状況を注視しつつ、事業拡大へ向けて開発・生産体制の強化などの取組みを推進します。

また、グループ経営基盤強化の一環として、2020年2月に持株会社体制への移行を発表しましたが、4月より新型コロナウイルス感染拡大へのリスク対応を最優先とする事業運営を行っており、持株会社体制への移行準備に十分な人的リソースを充当することが困難であるため延期を決定しました。一方で、執行役員制度を新たに導入し、コーポレートガバナンスを継続的に強化します。

なお、当社グループは、引き続き次の重点戦略を掲げ、中期経営計画の連結計数目標、経営指標の達成を目指します。また、2021年3月期は前述のとおり新型コロナウイルス感染拡大を起因とする業績の一時的な低下が想定されることから、中期経営計画の連結計数目標、経営指標については、2019年5月に公表した数値を概ね1年後ろ倒ししています。

#### a 中期経営計画の重点戦略

- 利益を重視したグローバル成長
- スマートメーターの付加価値創出
- コアとなる新製品・新事業の創出
- グループ経営基盤の強化

b 中期経営計画の連結計数目標

	2020年 3月期 実績	2021年 3月期 計画 ※	2022年 3月期 目標 ※	2023年 3月期 目標 ※	2025年 3月期 イメージ
売上高	百万円 90,069	百万円 80,000	百万円 100,000	百万円 105,000	
営業利益	3,691	1,500	5,000	6,000	百万円 8,000以上
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,197	100	3,000	3,500	

c 経営指標

当社は株主資本の効率化を重視し、ROE（自己資本当期純利益率）の持続的な向上を目指します。

	2020年 3月期 実績	2021年 3月期 計画 ※	2022年 3月期 目標 ※	2023年 3月期 目標 ※	2025年 3月期 イメージ
ROE	2.5%	0.2%	6%	7%	9%以上

※2021年3月期計画には新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響リスクを織り込んでいますが、2022年3月期目標以降には織り込んでおりません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約（総額30億円）を締結しております。

なお、当期末現在、当該契約による借入金残高はありません。

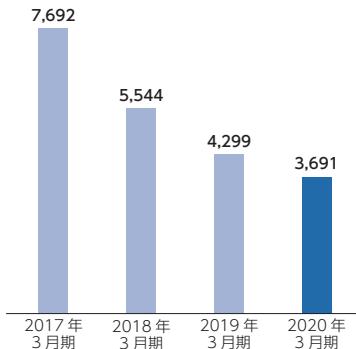
## (4) 財産及び損益の状況の推移

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	86,159	78,780	82,089	90,069
営業利益	7,692	5,544	4,299	3,691
経常利益	7,426	5,634	4,293	3,544
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,803	2,666	1,806	1,197
1株当たり当期純利益 (円)	80.65	54.63	36.95	24.47
総資産	92,206	85,785	98,314	97,962

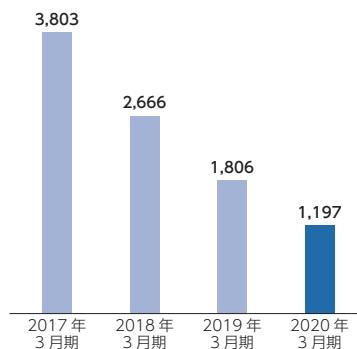
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エネゲート	百万円 497	51.0 %	電気機械・器具の製造販売
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 10	100.0	E D M I グループの統括
E D M I Limited	百万シンガポールドル 54	100.0 (100.0)	電気機械・器具の製造販売
大崎電気システムズ株式会社	百万円 358	89.9	電気機械・器具の製造販売
大崎データテック株式会社	百万円 350	100.0	検針システム・機器の開発販売
大崎エンジニアリング株式会社	百万円 484	100.0	機械・装置の製造販売
大崎エステート株式会社	百万円 310	100.0	不動産の賃貸

(注)「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

## (6) 主要な事業内容

セグメント	主な製品・サービス
計測制御機器事業	電力量計 計器用変成器 光通信関連製品 監視制御装置 配・分電盤 検針システム
その他	センサーデバイス・高機能デバイス関連装置 エネルギー・照明関連装置 FPD関連装置 不動産の賃貸

## (7) 主要な事業所及び営業所

### ① 当社

本社	(東京都品川区)		
事業所	埼玉 (埼玉県入間郡三芳町)		
営業所	札幌 (札幌市中央区)	仙台 (仙台市青葉区)	
	名古屋 (名古屋市東区)	大阪 (大阪市北区)	
	広島 (広島市中区)	沖縄 (沖縄県那覇市)	

### ② 子会社

株式会社エネゲート	本社 (大阪市北区)	他
OSAKI United International Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	
E D M I Limited	本社 (シンガポール)	
大崎電気システムズ株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎データテック株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎エンジニアリング株式会社	本社 (埼玉県入間市)	
大崎エーステート株式会社	本社 (東京都品川区)	

## (8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,102 <sup>百万円</sup>
株式会社三井住友銀行	6,033

## (9) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前期末比増減
計測制御機器事業	3,472名	172名増
その他	85名	2名増
合計	3,557名	174名増

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,921,018株（自己株式346,162株を除く）
- (3) 株主数 4,816名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,973 千株	8.1 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,540	7.2
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	2,331	4.7
大 崎 電 気 工 業 取 引 先 持 株 会	1,694	3.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,552	3.1
九 電 テ ク ノ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,389	2.8
重 田 康 光	1,379	2.8
渡 辺 佳 英	1,151	2.3
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,104	2.2
有 限 会 社 光 パ ワ ー	1,061	2.1

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数  
8,573個
- ② 目的となる株式の種類及び数  
普通株式857,300株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	418個	5名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	480個	5名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	500個	6名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	708個	6名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	737個	7名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	918個	9名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	855個	9名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	779個	9名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	828個	9名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	1,060個	13名
			690円		
取締役	第11回株式報酬型 新株予約権 (2019年7月19日)	2019年8月23日～ 2049年8月22日	1円	1,290個	13名
			539円		

- (注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	渡 辺 佳 英	OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役兼最高経営責任者
取締役副社長 (代表取締役)	川 端 晴 幸	
専務取締役	根 本 和 郎	管理本部長
常務取締役	上 野 隆 一	経営戦略本部長
常務取締役	駒 沢 聰	技術開発本部長
取締役	畠 山 淳 実	生産本部長
取締役	太 田 毅 彦	営業本部長
取締役	阿 部 純 一	技術開発本部副本部長兼研究開発センター長
取締役	畠 山 広 行	管理本部副本部長兼人事部長
取締役	徳 本 法 之	生産本部副本部長兼業務部長
取締役	小 野 信 之	営業本部副本部長兼新事業推進室長
取締役	横 井 博 幸	株式会社エネゲート代表取締役副社長
取締役	高 島 征 二	
取締役	笠 井 伸 啓	
常勤監査役	堀 長 一 郎	
監査役	山 中 利 雄	
監査役	山 本 滋 彦	
監査役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 宝ホールディングス株式会社社外監査役 東京都公安委員会委員長

- (注) 1. 取締役のうち、高島征二、笠井伸啓の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、山中利雄氏、北井久美子の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。  
 4. 監査役山中利雄氏は、当社の経理部長として経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。
- ①就任  
 2019年6月27日開催の第105回定時株主総会において、北井久美子氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ②退任  
 2019年6月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、監査役阿部純一氏が任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役高島征二、笠井伸啓の両氏ならびに監査役堀長一郎、山中利雄の両氏及び社外監査役山本滋彦、北井久美子の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	15名 (2)	343 (18) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	55 (17)
計	20	398

- (注) 1. 上記の人数には、2019年6月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）13名に対し付与した株式報酬型新株予約権に係る当事業年度の費用計上額69百万円が含まれておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	高島 征二	15回中 15回 (100%)	—	電気通信大手企業等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外取締役	笠井 伸啓	15回中 14回 (93%)	—	計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外監査役	山本 滋彦	15回中 15回 (100%)	14回中 14回 (100%)	大手証券会社等の豊富な経営経験や実務知識ならびに対法人ビジネスへの高い見識をもとに、助言や提言を行っております。
社外監査役	北井 久美子	11回中 10回 (91%)	9回中 8回 (89%)	中央省庁要職や弁護士ならびに上場企業の社外役員等、豊富な経験や専門知識ならびにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行っております。

(注) 社外監査役北井久美子氏につきましては、2019年6月27日就任後の状況を記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人 原会計事務所

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte. Ltd. はRSM Chio Lim LLPの監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を制定し、以後適宜改定を行ってまいりましたが、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い全般的に内容の見直しを行い、同年5月8日の取締役会で以下のとおり改定をしております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範等を遵守するための大崎電気グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアルを定めるほか、大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブックを発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
  - b 当社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
  - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施して業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
  - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
  - e 大崎電気グループは、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
  - f 大崎電気グループは、大崎電気グループ企業行動憲章に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、取締役会規程ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、品質管理、環境保全、PL、安全保障輸出管理）がリスク管理規程及びリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備する。
  - b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
  - b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。
  - c 当社は、原則として常務取締役以上で構成される経営会議を原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
  - d 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの職務権限規程、稟議規程等に基づき業務を遂行する。
- ⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a 当社の子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。
  - b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
  - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
  
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実または企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
  - b 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
  - c 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
  
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - a 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
  
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営会議等重要な会議への監査役の出席を確保する。
  - b 当社代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

## (2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組状況
  - a コンプライアンス委員会を年4回開催し、「リスク管理状況」のモニタリングの実施と、品質管理に係る事案について審議した。
  - b コンプライアンス研修として、役員向けの会社法勉強会、役員・部長向けの「事例で学ぶ不正・不祥事と企業価値」研修、新入社員向けの導入研修を実施し、グループ各社への注意喚起を含め、ヘルプライン制度の周知徹底に取り組んだ。
  - c 当社内部監査部門による監査は、当社については8部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を7部署実施した。また、独自に内部監査を実施する子会社2社のモニタリングや、昨年度から開始した全部署を対象にした書面による年1回の自己監査も継続実施して、監査の実効性の強化を図っている。
  - d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、さらに監査役会への報告ラインも明確化している。今年度通報実績は、社内窓口・社外窓口ともなかった。
- ② 損失の危機の管理に関する取組状況
  - a 3か年計画（2017～2019年度）となる「リスク対策(全体計画)」に基づき、2018年度の実施結果を検証するとともに今年度のリスク管理計画を作成、2019年11月の取締役会で中間達成状況を報告した。
- ③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況
  - a 期初に事業計画を策定し、毎月の幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。
  - b 取締役会を年15回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、子会社は取締役会を原則毎月または3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。
  - c 経営会議を原則週1回開催し、当社グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。

- d 2019年2月に、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置し、ガバナンス強化を図っている。今年度は、4月に役員指名、5月に役員報酬に関して、計2回開催した。
  - e 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社経営戦略本部に報告した。
  - f 国内子会社は、2019年6月に大崎電気グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に業績等の計画、実績及び経営課題等の報告を行った。
- ④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況
- a 監査役の職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
  - b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、すべて会社の経費として処理した。
  - c 監査役は、当社の取締役会、経営会議等重要な会議へ出席したほか、当社代表取締役と年2回会合を持ち、意見交換を実施した。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>56,980</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,934</b>
現金及び預金	10,517	支払手形及び買掛金	7,529
預 け 金	2,421	電子記録債 務	3,057
受取手形及び売掛金	22,063	短期借入金	5,925
商品及び製品	7,847	未払法人税等	912
仕 掛 品	2,559	賞 与 引 当 金	1,748
原材料及び貯蔵品	10,086	役員賞与引当金	21
そ の 他	2,016	製品保証引当金	29
貸倒引当金	△ 531	そ の 他	6,710
<b>固定資産</b>	<b>40,981</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,390</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>28,752</b>	長期借入金	6,583
建物及び構築物	9,204	リ ー ス 債 務	1,807
機械装置及び運搬具	3,861	役員退職慰労引当金	33
土 地	12,483	修繕引当金	7
リ ー ス 資 産	2,322	退職給付に係る負債	2,276
建設仮勘定	132	繰延税金負債	1,932
そ の 他	747	そ の 他	748
<b>無形固定資産</b>	<b>1,435</b>	<b>負債合計</b>	<b>39,324</b>
の れ ん	405	<b>(純資産の部)</b>	
そ の 他	1,030	株 主 資 本	44,312
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,793</b>	資 本 金	7,965
投資有価証券	4,612	資 本 剰 余 金	8,750
退職給付に係る資産	876	利 益 剰 余 金	27,818
繰延税金資産	1,237	自 己 株 式	△ 223
そ の 他	4,070	その他の包括利益累計額	2,477
貸倒引当金	△ 2	その他有価証券評価差額金	587
<b>資産合計</b>	<b>97,962</b>	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,706
		退職給付に係る調整累計額	183
		新 株 予 約 権	544
		非 支 配 株 主 持 分	11,303
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>58,637</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>97,962</b>

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円      百万円
売上高	90,069
売上原価	70,392
<b>売上総利益</b>	<b>19,677</b>
販売費及び一般管理費	15,986
<b>営業利益</b>	<b>3,691</b>
営業外収益	
受取利息	28
受取配当金	162
為替差益	56
投資有価証券売却益	130
その他	168
営業外費用	
支払利息	503
固定資産除却損	105
その他	84
<b>経常利益</b>	<b>692</b>
<b>特別損失</b>	<b>3,544</b>
減損損失	70
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>70</b>
法人税、住民税及び事業税	1,376
法人税等調整額	△ 92
<b>当期純利益</b>	<b>3,474</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	993
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,190</b>
	<b>1,197</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,750	百万円 27,669	百万円 △ 223	百万円 44,162	
会計方針の変更による累積的影響額			△ 69		△ 69	
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,965	8,750	27,599	△ 223	44,093	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△ 978		△ 978	
親会社株主に帰属する当期純利益			1,197		1,197	
自己株式の取得				△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	218	△ 0	218	
当 期 末 残 高	7,965	8,750	27,818	△ 223	44,312	

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 1,412	百万円 1,763	百万円 356	百万円 3,532	百万円 474	百万円 10,710	百万円 58,881
会計方針の変更による累積的影響額							△ 69
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,412	1,763	356	3,532	474	10,710	58,812
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 978
親会社株主に帰属する当期純利益							1,197
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 824	△ 57	△ 172	△ 1,055	69	592	△ 393
当期変動額合計	△ 824	△ 57	△ 172	△ 1,055	69	592	△ 174
当 期 末 残 高	587	1,706	183	2,477	544	11,303	58,637

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円
<b>流動資産</b>	<b>21,847</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,852</b>
現金及び預金	4,756	支払手形	94
受取手形	210	買掛金	1,806
売掛金	4,694	電子記録債権	2,412
リース投資資産	182	関係会社短期借入金	5,450
商品及び製品	3,081	リース債権	187
仕掛品	835	未払金	130
材料及び貯蔵品	531	未払費用	852
関係会社短期貸付金	7,172	未払法人税等	102
未収入金	286	前受り金	44
前払費用	13	賞与引当金	40
その他の金	116	賞与引当金	495
貸倒引当金	△ 33	その他の	235
<b>固定資産</b>	<b>28,182</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,398</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,336</b>	リース債権	508
建物	2,619	繰延税金負債	172
構築物	44	その他の	717
機械及び装置	606	<b>負債合計</b>	<b>13,250</b>
車両運搬具	24		
工具、器具及び備品	436	<b>(純資産の部)</b>	
土地	1,561	<b>株主資本</b>	<b>35,647</b>
リース資産	8	資本金	7,965
建設仮勘定	34	資本剰余金	8,047
<b>無形固定資産</b>	<b>696</b>	資本準備金	8,047
ソフトウェア	676	利益剰余金	19,857
その他の	20	利益準備金	698
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,148</b>	その他利益剰余金	19,158
投資有価証券	3,955	別途積立金	7,800
関係会社株式	14,352	繰越利益剰余金	11,358
関係会社長期貸付金	1,933	<b>自己株式</b>	<b>△ 223</b>
前払年金費用	611	評価・換算差額等	587
リース投資資産	503	その他有価証券評価差額金	587
その他の	799	<b>新株予約権</b>	<b>544</b>
貸倒引当金	△ 8	<b>純資産合計</b>	<b>36,779</b>
<b>資産合計</b>	<b>50,029</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>50,029</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		28,675
売上原価		22,664
<b>売上総利益</b>		<b>6,011</b>
販売費及び一般管理費		5,905
<b>営業利益</b>		<b>105</b>
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	791	
投資有価証券売却益	130	
その他の	25	947
営業外費用		
支払利息	29	
その他の	186	216
<b>経常利益</b>		<b>837</b>
特別損失		
関係会社株式評価損	89	89
<b>税引前当期純利益</b>		<b>747</b>
法人税、住民税及び事業税	203	
法人税等調整額	34	237
<b>当期純利益</b>		<b>509</b>

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,047	百万円 698	百万円 7,800	百万円 11,826
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 978
当 期 純 利 益					509
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 468
当 期 末 残 高	7,965	8,047	698	7,800	11,358

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	百万円 △ 223	百万円 36,116	百万円 1,412	百万円 474	百万円 38,003
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△ 978			△ 978
当 期 純 利 益		509			509
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 824	69	△ 755
当期変動額合計	△ 0	△ 468	△ 824	69	△ 1,223
当 期 末 残 高	△ 223	35,647	587	544	36,779

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

大崎電気工業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 石 正 樹 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

大崎電気工業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 原 会計事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 島 崎 義 司 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 石 正 樹 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊟

監査役 山 中 利 雄 ㊟

社外監査役 山 本 滋 彦 ㊟

社外監査役 北 井 久美子 ㊟

以 上

[× 毛 欄]

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場

## 八芳園 本館 1階 ニュイ (NUIT)

東京都港区白金台一丁目1番1号 TEL 03-3443-3111



交通

地下鉄：東京メトロ南北線・都営三田線「白金台駅」2番出口より徒歩1分

都営バス：「品川駅高輪口」より「白金小学校前」下車、徒歩1分

〈品93〉大井競馬場前発～品川駅前経由～目黒駅前行き